第三章　就職支援計画書の作成等

（就職支援計画書の作成）

第二十一条　管轄公共職業安定所の長は、法第十一条の規定による就職支援計画を作成した場合には、法第十二条の規定による指示と併せて、特定求職者に対し、これを交付しなければならない。

2　前項の就職支援計画は、次に掲げる事項を記載した就職支援計画書によるものとする。

一　当該特定求職者が受講する認定職業訓練等

二　当該特定求職者が受ける職業指導及び職業紹介

三　前号の措置を受けるために当該特定求職者が管轄公共職業安定所に出頭すべき日

四　前三号に掲げるもののほか、特定求職者の就職を容易にするために必要な事項

（法第十一条第三号の厚生労働省令で定めるもの）

第二十二条　法第十一条第三号の厚生労働省令で定めるものは、認定職業訓練を行う者による就職の支援に関する措置とする。

（氏名変更等の届出）

第二十三条　就職支援計画書の交付を受けた特定求職者は、その氏名又は住所若しくは居所を変更した場合には、速やかに、管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。

（事務の委嘱）

第二十四条　管轄公共職業安定所の長は、特定求職者の申出によって必要があると認めるときは、その者について行う職業訓練受講給付金に関する事務を他の公共職業安定所長に委嘱することができる。

2　前項の規定による委嘱が行われた場合は、当該委嘱に係る特定求職者について行う職業訓練受講給付金の支給に関する事務は、第十七条の規定にかかわらず、当該委嘱を受けた公共職業安定所長が行う。

3　前項の場合における前章及びこの章の規定の適用については、これらの規定中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所長」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所」とする。

第四章　雑則

（権限の委任）

第二十五条　法第十八条第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第四条第二項、法第十五条第一項及び法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の権限　認定職業訓練が行われる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

二　法第十五条第二項に規定する厚生労働大臣の権限　特定求職者の住所又は居所を管轄する都道府県労働局長（次項において「管轄都道府県労働局長」という。）

2　法第十八条第二項の規定により、前項第二号に掲げる権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、管轄都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

（帳簿の備付け）

第二十六条　認定職業訓練を行う者は、認定職業訓練の適正かつ確実な実施を確保するため、帳簿を備え付け、これに当該認定職業訓練の実施日、受講者その他の認定職業訓練に関する事項を記載するとともに、当該認定職業訓練終了後六年間、これを保管しなければならない。

2　前項の帳簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成することができる。

（立入検査の証明書）

第二十七条　法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第六号によるものとする。

2　法第十六条第三項の規定により同条第一項の規定による立入検査に関する事務を行う機構の職員の身分を示す証明書は、様式第七号によるものとする。

（機構による認定職業訓練を行う者等に対する立入検査等の結果の通知）

第二十八条　法第十六条第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う質問又は立入検査の結果の通知は、様式第八号による通知書によって行うものとする。

（船員となろうとする者に関する特例）

第二十九条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条第一号中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）の長」と、同条第二号、第十一条第一項及び第三項、第十四条の見出し、同条第一項及び第二項、第十五条第二項並びに第二十四条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」と、第二条第十五号中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第十七条第一項中「管轄する公共職業安定所」とあるのは「管轄する地方運輸局」と、同条、第二十一条、第二十三条並びに第二十四条第一項及び第三項中「管轄公共職業安定所」とあるのは「管轄地方運輸局」と、同項中「委嘱を受けた公共職業安定所」とあるのは「委嘱を受けた地方運輸局」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（相当認定を受けた職業訓練が認定職業訓練とみなされない事由）

第二条　法附則第三条第二項の厚生労働省令で定める事由は、相当認定に係る職業訓練が法第四条第一項各号のいずれかに適合しないこととする。

（職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例）

第三条　第二条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に所在する施設において開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習（車両系建設機械に係るものに限る。）の修了資格の取得に係る職業訓練（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。）であって、法第四条第一項各号のいずれにも適合するものについて、同項の規定により実践訓練としての認定を行うことができる。この場合において、第二条第一号ロ中「公共職業能力開発施設の行う職業訓練」とあるのは「附則第三条の規定により認定された認定職業訓練又は公共職業能力開発施設の行う職業訓練」と、同条第五号中「三月以上六月以下」とあるのは「十日以上一月以下」と、同条第六号中「百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下」とあるのは「五十時間以上」と、第四条第一号中「者（実習を含む認定職業訓練にあっては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとし、同条第十一号から第十四号まで並びに第十五号ロ(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)の規定は、適用しない。

2　第八条第二項第二号の規定にかかわらず、前項に規定する職業訓練であって法第四条第一項の認定を受けたものに係る認定職業訓練実施基本奨励金の額については、第八条第二項に規定する基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を受けた特定求職者等（第八条第二項第二号イの特定求職者等をいう。）一人につき十二万円を乗じて得た額とする。

3　第八条第四項の規定は、第一項に規定する職業訓練であって法第四条第一項の認定を受けたものについては、適用しない。